

パブリックコメントに寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

番号	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	全般	反対です。	商品取引清算機関における再建計画の策定や意思決定プロセスにおける利害関係者の適切な意見の反映等について、監督上の着眼点として明確化するため所要の改正を行うものですので、御理解をお願いします。
2	全般	「以下の」「次の」が混在している。	「次の」の記載があるⅠ-1-2は今回の改正部分ではありませんが、御意見を踏まえ、Ⅰ-1-2は「以下の」に修正することとします。
3	根拠法令条項	「根拠法令条項」として行政手続法第36条を掲げているが、指針Ⅱ-3にわたる改正については処分基準(同法第2条第8号ハ)に該当するものであり、「行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用について」(平成18年総管第139号総務省行政管理局長)によれば、同法第12条第1項及び処分の根拠となる法令の条項を合わせて掲げるべきではないか。根拠法令条項が正しく掲げられていない意見公募手続は同法に基づくものと言えず、再度意見公募手続を行う必要があるのではないか。	本指針は、主に行政指導指針ですが、御指摘のⅡ-3は処分基準を含むと解することができます。ただ、Ⅱ-3における今回の改正は他法令の改正に伴う条項等の改正であり、実質的な内容に係る改正ではないため、今回の意見公募手続の根拠法令は、行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用について(平成18年3月20日総管第139号総務省行政管理局長通知)の「4. 意見公募手続」の(2)②エに基づき、行政手続法第36条としています。
4	Ⅰ-2、Ⅲ-2-7(1)、Ⅲ-3-1-3(1)、Ⅲ-3-8(2)④	和暦と西暦が混在している。	国際的な取決めについては西暦を使用し、Ⅰ-2は西暦に修正することとします。
5	Ⅱ-1-1(1)③	回収可能な担保があることをご確認をお願いいたします。信用貸しによる株式や不動産の購入による回収不能リスクに対策を講じるようお願い申し上げます。	本指針は商品取引清算機関を対象としており、第三者への監督に及ぶものではありません。頂いた御意見は、今後の執務の参考にさせていただきます。
6	Ⅲ-3-4(1)	「サイバーセキュリティ障害」とは、経済産業省、内閣官房等のサイバーセキュリティ関係の文書に見えない語であるように思うが、そうした文書と整合的に用語を規定すべきではないか。	Ⅲ-3-4(1)の(注)で「サイバーセキュリティ障害」を定義させていただいております。
7	Ⅲ-3-4(2)③	「顧客チャネルの多様化」も「ネットワークの拡充」も清算機関自らが行うものであり「外部環境の変化」と言うことはできないのではないか。	どちらも技術革新や社会情勢の変化による外部環境の変化と考えています。
8	Ⅲ-3-4(2)④ウ	「コンピュータシステム」について、他の箇所で用いられる「システム」「情報システム」とは異なるものなのか。同じなのであれば、用語の混乱であるから統一すべきではないか。	御意見を踏まえ、Ⅱ-3-4(2)④ウの「コンピュータシステム」を「システム」に修正することとします。
9	Ⅲ-3-4(2)⑤ウ	「多層防御を講じているか」について、清算機関の情報セキュリティについては、境界型セキュリティを採用すべきであり、ゼロトラストの考え方を採用することはできないという意味に解してよいのか。その場合、そのようにする理由は何か。	御意見を踏まえ、ゼロトラストの考え方も採用できるよう、Ⅲ-3-4(2)⑤ウを修正することとします。
10	Ⅲ-3-4(2)⑧	「システム子会社」の定義が明らかではないので、明確にすべきではないか。	システム業務を行う子会社全般のことを指すために「システム子会社」という単語を使用しています。